

令和8年度
朝来市スマホ教室・スマホ相談会委託業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

朝来市企画総務部総合政策課

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、令和8年度朝来市スマホ教室・スマホ相談会委託事業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

- (1) 業務名称 令和8年度朝来市スマホ教室・スマホ相談会委託業務
- (2) 業務内容 仕様書(別紙1)のとおり
- (3) 履行期限 令和9年3月31日
- (4) 委託上限額 1,710,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

プロポーザル方式の参加資格は、参加表明書提出期限(令和8年6月9日)現在において、以下の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 朝来市の指名停止期間中でないこと。
- (4) 法人税、本店所在地の市町村税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がない法人等であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、又はその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下になく、事実上運営に影響が及んでいないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者であること。
- (8) 業務の実施にあたり、朝来市企画総務部総合政策課との打ち合わせ等に適切に対応できる者であること。

4 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和8年6月9日(火)15時まで
- (2) 提出書類 プロポーザル参加表明書(別紙2)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(期限当日に必着)による。
- (4) 提出先 「13 提出及び問い合わせ先」宛に提出すること。

5 質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は質問書(別紙3)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年6月9日(火)15時まで

- (2) 提出方法 質問書を電子メール又はファクシミリにより提出すること。
- (3) 回答方法 提出された質問は、参加申込者全員に電子メールにて6月12日(金)までに回答する。
- (4) 提出先 「13 提出及び問い合わせ先」宛に提出すること。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年6月24日(水)15時まで
- (2) 提出書類 企画提案書等提出書類一覧(別紙4)のとおり
- (3) 提出部数等 各2部及びPDFデータ
- (4) 提出方法 持参又は郵送(期限当日に必着)による。PDFデータについては持参若しくは郵送(CD-R または DVD-R)または電子メールによる。
- (5) 提出先 「13 提出及び問い合わせ先」宛に提出すること。

7 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届(別紙5)を「13 提出及び問い合わせ先」まで持参又は郵送すること。なお、期限までに企画提案書の提出がない場合も、辞退したものとみなす。

8 受託候補者の選定

(1) プレゼンテーション

- ① 実施日時・場所 令和8年6月30日(火) 朝来市役所本庁舎3階庁議室
- ② 実施時間

ア 時間は別途決定し、電子メールで通知する。

イ 1事業者につき30分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。)

③ プレゼンテーション内容

プレゼンテーションは、仕様書(別紙1)の「5業務の内容」について、実施方法、実施にあたっての考え方(大切にしたいと考えていること)、業務体制等について提案すること。

④ その他

ア 下記11「失格条項等」に該当する事業者は失格とし、プレゼンテーション審査を実施しない。

イ 配置予定の業務責任者、主担当者は必ずプレゼンテーション審査に出席すること。

ウ プレゼンテーションは非公開とする。

エ プレゼンテーションは提出された資料をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

オ プレゼンテーションは、プロジェクター等の機器使用を可とする。プロジェクター、スクリーン、パソコンは朝来市が準備する。ただし、持ち込みも可とする。なお、持ち込みのパソコンの接続端子がHDMIと異なる場合は、変換アダプター

を持参すること。

(2) 選定方法等

- ① 受託候補者は、朝来市プロポーザル審査委員会条例(令和3年朝来市条例第18号)に基づき設置された審査委員会が選定する。
- ② 審査委員会は、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価基準(別紙6)により審査し、最も評価の高い提案者を受託候補者として選定する。なお、最高得点の者が複数ある場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。ただし、審査員の総合評価点が6割に満たない場合は、最上位者であっても受託候補者として選定しない。
- ③ 参加事業者が1社のみの場合においても、提出書類及びプレゼンテーションによる審査のうえ、妥当であると判断された場合は受託候補者として決定する。
- ④ 審査結果は、令和8年6月30日(火)以降、全員に参加表明書に記載のメールアドレスに電子メールで通知する。なお、審査結果等についての異議申立ては一切受け付けない。
- ⑤ 選考結果は、朝来市ホームページ上において公表する。

(3) 審査基準及び配点

本プロポーザル審査は、提出された企画提案書、見積書及び企画提案に係るプレゼンテーションを「令和8年度朝来市スマホ教室・スマホ相談会委託業務公募型プロポーザル評価基準」(別紙6)に基づき審査する。

9 契約の締結

- (1) 前記8(2)により本委託業務の受託候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他の理由(地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は朝来市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等)で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。
- (2) 受託候補者として選定された日から7日以内に契約書を作成すること。
- (3) 受託者は契約締結と同時に履行保証に係る手続きを行うこと。

10 募集から随意契約交渉順位決定までのスケジュール

日程	内容
令和8年5月27日(水)	公募型プロポーザル審査実施公告
令和8年6月9日(火)15時まで	参加表明書及び質問書提出期限
令和8年6月12日(金)	質問書の回答
令和8年6月24日(水)15時まで	企画提案書提出期限
令和8年6月30日(火)	プレゼンテーション審査
令和8年6月30日(火)以降	選考結果通知、契約交渉事業者選定

11 失格条項

次の各号の一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、朝来市情報公開条例(平成 17 年朝来市条例第 9 号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

13 提出及び問い合わせ先

〒669-5292

兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

朝来市企画総務部総合政策課 DX 推進係 担当：小山

電話番号：(079)666-8115 FAX：(079)672-5007

E-mail:jouhou@city.asago.lg.jp